

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書等)

第 2 条 法第7条第1項(法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(様式 1)とする。

2 法第7条第2項の身分を示す証明書は身分証明書(様式 2)とし、同項の許可証は障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証(様式 3)とする。

(許可申請書及び届出書の添付書類)

第 3 条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号、第58条第1項第2号及び第2項第2号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、工事を施行する土地の登記事項証明書、現況地番図及び求積図とする。

(技術的基準の緩和)

第 4 条 災害の防止上支障がないと市長が認める土地については、政令第20条第1項(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する政令第8条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による擁壁又は政令第14条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次の各号のいずれかの工法による措置をとることができる。

- (1) 張芝工
- (2) 筋工
- (3) 石張工
- (4) 植生盤工
- (5) その他市長が適当と認める工法

(技術的基準の強化及び付加)

第 5 条 政令第20条第2項(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次の各号に掲げる技術的基準の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 政令第7条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する技術的基準 政令別表第4の上欄に掲げる第2種又は第3種に該当する土質の土地において、盛土又は切土をする場合にあっては、崖の上端に続く地盤面は、次のいずれかの工法によって措置しなければならない。ただし、市長が災害の防止上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- ア 張芝工
- イ 筋芝工
- ウ 植栽工

- (2) 政令第10条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する技術的基準 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造のうち、擁壁の勾配、高さ、下端部分の厚さ及び上端の厚さは、別表左欄に掲げる崖の土質に応じ、同表右欄に定める基準に適合していなければならない。

(協議)

第 6 条 法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、別に定める協議申出書に、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類及び第3条に定める書類を添付してこれらを提出するものとする。

(1) 宅地造成に関する工事及び特定盛土等に関する工事 省令第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類

(2) 土石の堆積に関する工事 省令第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類

2 市長は、前項の協議申出書の提出があったときは、遅滞なく、協議の成立又は不成立の通知をするものとする。

3 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議及び法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議について準用する。この場合において、第1項中「第3条に定める書類」とあるのは、「第3条に定める書類のうち、当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの」と読み替えるものとする。

(工事の一部完了検査)

第 7 条 市長は、法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事(法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされるもの及び法第34条第1項の規定により法第30条第1項の許可があったものとみなされるものを含む。)の一部が完了した場合において、当該工事に係る土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工事主の申出により、当該工事の一部について、完了検査をすることができる。

(1) 分割が可能で、かつ、分割された土地の各々が独立して使用に供し得るものであるとき。

(2) 分割によって他の土地等の災害防止の支障とならないとき。

(3) その他市長が当該土地の分割を適当と認めるとき。

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。